

健康保険証の写しのマスキング(黒塗り)について(お知らせ)

令和2年10月

健康保険法の改正により、令和2年10月1日から本人確認のために医療保険の被保険者証(健康保険証)を使用する際、保険者番号及び被保険者等記号・番号の提供を求めることが禁止されました。

つきましては、今後、茨木市が発注する建設工事等に関し、健康保険証の写しを提出いただく際には、下記のとおり取り扱いをいただきますようお願いいたします。

記

10月1日以降、茨木市が発注する建設工事等において、配置予定技術者・現場代理人の届出の提出等に健康保険証の写しを添付いただく際は、下図のとおり被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング(黒塗り)して提出してください。

なお、10月1日以降にマスキングせずに既に提出いただいている健康保険証の写しについては、茨木市において該当部分にマスキングを行いますので、ご了承ください。

(マスキング(黒塗り)見本)

健康保険 本人(被保険者証)			
被保険者証		平成〇〇年〇月〇日交付	
	記号	番号	
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	性別	〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
事務所所在地	茨木市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		
事務所名称	〇〇〇〇株式会社		
保険者番号	[マスキング]		
保険者名称	〇〇〇〇		
保険者所在地	大阪府〇〇市〇〇〇		

担当

茨木市 企画財政部 契約検査課

E-mail:keiyaku@city.ibaraki.lg.jp

電話 072(620)1613 (直通)